

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	令和6年度第3回埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会																		
開 催 日 時	令和7年2月10日(月) 14:00 ~ 16:00																		
開 催 場 所	戸田市役所大会議室C																		
出 席 者 会 長 副 会 長	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">稲垣具志委員</td> <td style="width: 25%;">片倉卓委員</td> <td style="width: 25%;">寺本正和委員</td> <td style="width: 25%;">村田郷子委員</td> </tr> <tr> <td>福島昌好委員</td> <td>蛸名紀彦委員</td> <td>長友弘毅委員</td> <td>藤田 茂委員</td> </tr> <tr> <td>齋藤秀貴委員</td> <td>遠藤浩司委員</td> <td>坂田 翔委員</td> <td>小宮鎮紀委員</td> </tr> <tr> <td>近藤孝志委員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>団 体：特定非営利活動法人かぐや姫</p> <p>事務局：戸田市福祉保健センター 野口課長、細川副主幹、武藤主事 川口市福祉総務課 大橋課長補佐、大川主任、八木主事 蕨市福祉総務課 渡邊主任主事、遠藤主事</p>			稲垣具志委員	片倉卓委員	寺本正和委員	村田郷子委員	福島昌好委員	蛸名紀彦委員	長友弘毅委員	藤田 茂委員	齋藤秀貴委員	遠藤浩司委員	坂田 翔委員	小宮鎮紀委員	近藤孝志委員			
稲垣具志委員	片倉卓委員	寺本正和委員	村田郷子委員																
福島昌好委員	蛸名紀彦委員	長友弘毅委員	藤田 茂委員																
齋藤秀貴委員	遠藤浩司委員	坂田 翔委員	小宮鎮紀委員																
近藤孝志委員																			
次 回 開 催 予 定 日																			
問 い 合 わ せ 先	戸田市福祉保健センター地域福祉政策担当 武藤 ☎ 048-424-9564 ✉ health-00@city.toda.saitama.jp																		
会 議 記 録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項(3)による。																
協 議 内 容	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50px;">1</td> <td>開 会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>会 長 挨 拶</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>議 題</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 更新登録の申請について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 軽微な事項の変更等について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 更新登録に係る協議の方針について</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) その他</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>閉 会</td> </tr> </table>			1	開 会	2	会 長 挨 拶	3	議 題	(1) 更新登録の申請について		(2) 軽微な事項の変更等について		(3) 更新登録に係る協議の方針について		(4) その他		4	閉 会
1	開 会																		
2	会 長 挨 拶																		
3	議 題																		
(1) 更新登録の申請について																			
(2) 軽微な事項の変更等について																			
(3) 更新登録に係る協議の方針について																			
(4) その他																			
4	閉 会																		
協 議 結 果	全ての議題について、承認された。																		

項目	説明者	内 容
1 開会	事務局	<p>～事務局挨拶～</p> <p>本日5名委員欠席ではあるが会議は成立する旨報告。</p> <p>会議資料の確認。 資料5,6について、個人情報を含むため会議終了後に回収する旨、了承を得る。</p>
2 会長挨拶	会長	～会長挨拶～
	事務局	<p>第2回協議会にて条件付き承認となった事項について報告 社会福祉法人さくら草の更新登録について、事務局にて確認したところ不足書類は全て省略可能であり、会長、副会長に確認の上、協議が調ったこととして11月25日付で団体に通知した。 議事の進行については、要綱第8条第1項の規定に基づき、稲垣会長に議長をお願いしたい。</p>
3 議題	事務局	<p>議題(1)「更新登録の申請」について 更新登録の申請は「特定非営利活動法人かぐや姫」。 協議の進め方について説明</p> <p>～特定非営利活動法人かぐや姫 入室～</p>
	事業者	～事業者挨拶～
	事務局	～資料の説明～
	会長	今回は更新登録のため変更等はないという認識でよいか。
	事務局	お見込みのとおりである。
	会長	何か補足などあるか。
	事業者	まだ活動を始めて1年程度のため、訪問介護のみではあるが、徐々に利用者数も増えており、このまま無事故で頑張っていきたい。
	会長	質問や意見があれば発言をお願いしたい。

会長	車両は2台か。
事業者	現在車両は2台。当初は3台だったが、運転手の1名が公共交通機関を利用することから、2台に減車となった。
会長	資料5のP31 運行管理・整備管理の体制、指揮命令系統について、よく指摘がでる項目だが、質問などはないか。
会長	会員登録は6名で間違いはないか。
事業者	間違いはない。
会長	他に質問・意見等なければ、議題(1)を協議成立として問題ないか。
委員一同	異議なし。
会長	異議なしと認め、協議成立とする。
事業者	～特定非営利活動法人かぐや姫 退室～
会長	議題(2) 軽微な事項の変更について
事務局	～事務局より説明～
会長	報告事項につき、特に意見などなければ、議題(2)を協議成立として問題ないか。
委員一同	異議なし。
会長	異議なしと認め、承認とする。
会長	次に、議題(3) 更新登録に係る協議の方針について
事務局	～事務局より説明～
会長	資料3について、通達が改正されたとのことだが、2点確認が必要ということでしょうか。
事務局	お見込みのとおりである。

会長	1点目が、更新登録に係る提出書類について、今までは事業者 に運転免許証や車検証など細かく書類を提出してもらい、協議会 で確認をしているが、最終的に事業者が県に提出する際には省略 可能な書類も含まれる。よって、今後は協議会でも省略するか、 若しくは今までどおりすべての書類の提出を求めるか。今後の方 針をどちらにするか、ということである。
会長	何か質問・意見等あるか。
委員	改正の意図は事業者の負担を減らすことだと考えられる。仮に 提出書類を省略した場合でも、不明点等があれば意見が出る。ま た、省略可能な書類については、県として提出を求めないもので あり、今までどおり協議会にすべての書類の提出を求める場合、 事業者の負担が変わらないため、基本的には省略可能にした方が 良いと思う。
会長	その他質問・意見等あるか
委員	省略可能な書類とは具体的にどんなものがあるか。
事務局	資料4に省略の可否の項目があり、×が省略できないもの、○ が省略できるものとされている。
会長	省略可能とした場合、ほとんどの事業者は提出してこない可能 性が高いと思われるが、他に意見等あるか。
委員	省略可能な提出書類のうち、すべてを求めるか、すべて省略可 能かの二択しかないのか。たとえば定款や登記事項については、 ほとんど意見が出てこないが、使用権原を証する書類や旅客の名 簿については、細かく指摘されることがある。また、運行管理の 体制等を記載した書類については、量も多くないため提出を求め て確認が必要だと思う。
会長	その他質問・意見等あるか。
委員	車検や保険の書類確認は必要ではないか。省略してしまうと確 認ができなくなるのでは。
会長	事務局で確認できれば協議会に資料としては出さなくてもよ いのか、若しくは省略可能とした場合、事務局の確認まで省略さ れてしまうのか、どちらか。
事務局	省略可能とした場合、事務局の確認も省略することを想定して いる。

会長	<p>今までの協議会の状況からすると、そこまで省略されてしまうのは不安である。協議会で議論されることにより、事業者の安全管理に対する意識も高まり、気づきを与えられる。事業者にとって安全確保は第一であることから、保険加入などの確認が必要だと思われる。運行管理の体制等を記載した書類に関しても、過去の協議会では度々指摘があった。一方で、事業者の負担を減らす、手続きを簡略化するという視点も大事だとは思いますが、確認が必要だと思う。</p>
会長	<p>埼玉県交通政策課の委員へ質問だが、さいたま市など他の協議会ではどうなっているか。</p>
委員	<p>様子見が多く、明確な方針を出していない。</p>
会長	<p>その他意見等なければ、本件については保留ということによいか。</p> <p>一度、保留にして、来年度の様子や他の地域の状況もみながら、省略化するかどうかの判断をまた改めて事務局からご提案いただきたい。安全確保の観点から慎重に検討していきたいと思うがどうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>1点目の確認事項については、今までどおりすべての書類提出を求めることとする。</p>
会長	<p>2点目の確認事項に移る。</p> <p>来年度以降の更新協議について、意見公募形式にて行うことを原則とするとあるが、この意図はどのようなものか。</p>
事務局	<p>意図としては、1点目の確認事項と同様に、事業者の負担軽減のためと思われる。ただし、意見公募形式とした場合、更新登録に係る資料は量が多く、個人情報も含まれているため、郵送やデータにて送信するには限界があり、問題点が多いと考えられる。</p>
会長	<p>何か質問・意見等はあるか</p>
委員	<p>資料では「通達」と「通知」の二種の文言が記載されている。「通知」でなく「通達」という文言だと、運送業界ではやらなければいけないという考え方をするが、本件は「通知」でなく「通達」か。</p>
委員	<p>本件は「通達」である。</p>

4 閉会	会長	<p>ルールが変更された周知のための通達であるため、必ず従わなければならないような強制的なものではないという解釈でよいと思われる。</p>
	会長	<p>本件は、1点目の議論で、協議会で更新申請書類の省略が可能とされた場合に、資料の量をかなり抑えられるので書面審議が合理的ではないかという提案だと解釈できる。逆に書面審議することになると、事務局の負担も増え、個人情報の取り扱いに関しても懸念点が浮上してくるためよくないのではないか。</p>
	会長	<p>今回通達が改正されたが、個人情報を含んだ確認事項もあり、これを書面審議とするには懸念点も出てくることから、今までどおり対面にて更新登録の協議を行うこととしてよいか。</p>
	委員一同	<p>異議なし</p>
	会長	<p>2点目の確認事項については、今までどおり対面にて更新登録の協議を行うこととする。</p>
		<p>議題（４）その他について</p>
	事務局	<p>～事務局より説明～ 今年度の協議会は本日が最後である。 来年度の事務局の当番市は川口市となる。 委員の選出依頼などの日程は詳細が決まり次第連絡する。</p>
事務局	<p>以上で、令和6年度第3回埼玉県南部地区福祉有償運送3市共同運営協議会を閉会とする。</p>	